

業務指示書

フィリピン国配電網強靱化のためのインセンティブ制度導入検討に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年12月10日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 實川 真理子 Jitsukawa.Mariko@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年12月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

(○) 認めます。

() 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者か補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査 その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：災害リスク分析・金融商品開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／災害リスクファイナンス（1））】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：災害リスク分析・金融商品開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 災害リスクファイナンス（2）】

- 1) 類似業務の経験：災害リスク分析・金融商品開発に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 電力セクター（配電）（技術面）】

- 1) 類似業務の経験：配電セクターに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年12月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)
- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
 - () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 - () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
 - (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
 - 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
 - なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
 - () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
 - 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 (PHP1 = 2.623 円 , US\$1 = 117.58 円 , EUR1 = 146.87 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

- 総括/災害リスクファイナンス(1)
- 災害リスクファイナンス(2)
- 電力セクター(配電)(技術面)

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年1月15日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国配電網強靱化のためのインセンティブ制度導入検討に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／災害リスクファイナンス（1）	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 災害リスクファイナンス（2）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 電力セクター（配電）（技術面）	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

フィリピンでは、2001年に電力産業改革法(EPIRA法)施行により、国家電力公社(NPC: National Power Corporation)が分離・民営化され、エネルギー規制委員会(ERC: Energy Regulatory Commission)が発電・送電・配電セクターに係る規制機関としてエネルギー省から独立する形で設立された。配電については、マニラ首都圏の500万世帯以上の顧客を抱える民間配電会社が存在する一方、全国に120に及ぶ小規模な電力組合(EC: Electric Cooperative)が併存しており、1MW以上の大口需要家に関する配電自由化は開始したものの、首都圏以外の小口需要家は依然としてその多くがECのサービス対象となっている。

フィリピンは、災害多発国となっており、2009年9月には台風オンドイ・ペペンがルソン島中・北部を直撃し、マニラ首都圏を中心に被災者約900万人、死者956人、推定被害額(当該年度財政支出の約2.7%)約382億ペソの被害が発生し、直近では、2013年11月に台風ヨランダが東ビサヤ地域を直撃し、被災者約1607万人、死者6,293人、推定被害額895.98億ペソ(当該年度財政支出の約4.8%)という甚大な被害が生じた。

台風ヨランダ被災時には、国内電力インフラ総被害額は約68.3億ペソに上り、東ビサヤを中心とした被災地域の33のECのうち12が全壊、21が半壊という被害が電力インフラネットワークに生じ、特に配電機器の被害が甚大であった。こうした経験から被災したECの経営課題として以下の課題が挙げられる。①台風ヨランダ被災直後の喫緊の課題として、電力の早期復旧の為に配電機材の調達と設置、並びに調達の為に資金(capex)が必要である。②電力需要家の多くが被害を受けており、災害前と同等の電力需要量に達しないことから、新規調達機材の減価償却費も含めて計上すると損益計算書上(PL)はマイナスにならざるを得ない。③今後、さらなる自然災害による被害を受けることがあると追加機材の調達ができない程財務体質が悪化することが懸念されるため、中長期的な体質改善の為に自然災害に対する事前防止策が重要であり、防災対策、事業継続対策(機材やシステムなどのハードだけでなく組織内ソフト・コミュニケーション含む)の検討が必要である。

上記背景を踏まえて、ECを束ねる国家電化庁(NEA: National Electrification Authority)より支援の要請があったものである。本業務は、日本で開発された災害レジリエンシー評価に基づく格付制度「DBJ BCM格付」*の既存のEC向け格付制度であるKPS(Key Performance Standards)への導入可能性を検討し、同検討を通じて災害に脆弱な配電網の災害レジリエンシー向上のための投資促進の実現可能性を検討するもの。

したがって、本業務は、フィリピンの配電セクターにおける災害レジリエンシー向上に関するインセンティブ制度づくりの検討を支援することにより、同セクターにおける災害レジリエンシー向上を図り、もってフィリピンの脆弱性への対応力の向上に寄与するもの。

*注) DBJ BCM格付: 株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」という)が有する、企業の防災対策、事業継続対策に対する経営マネジメント能力(機材やシステムなどのハードだけでなくソフト・コミュニケーション含む)を総合的に評価し、格付が高い場合には、より譲許的な条件での金融サービスを受けることができるインセンティブ制度。

2. 業務の目的

本業務は、フィリピンの配電セクターにおける災害レジリエンシー向上に関するインセンティブ制度づくりの検討を支援することにより、フィリピンの重要インフラの一つである電力セクターの脆弱性解消、災害レジリエンシー向上を図り、もって持続的な経済成長に寄与するもの。

3. 対象地域

フィリピン国マニラ首都圏及び地方都市 1-2 か所
(具体的な場所は調査過程で絞り込む予定)

4. 関係官庁・機関

国家電化庁 (NEA)、電力組合 (EC)

5. 業務の範囲

本業務は、2013年12月の当機構と比政府財務省大臣との協議及び2014年7月に受領した NEA からのレターに基づき実施されるものであり、「2. 業務の目的」を達成するために「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「7. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「8. 成果品等」に示す報告書などを作成するものである。

6. 実施方針及び留意事項

(1) 実施方針

本業務は、フィリピンの配電セクターを対象とした災害レジリエンシー向上に関する評価指標の開発とインセンティブ制度づくりの検討を支援することにより、フィリピンの重要インフラの一つである電力セクターの脆弱性解消、災害レジリエンシー向上を図り、もって経済発展に寄与するものである。

単純な格付制度づくりではなく、如何に各 EC の災害事前予防策としての災害レジリエンシー向上に資する投資が喚起されるようなインセンティブ制度（市場メカニズム）が構築されるかがポイントとなる。よって、各 EC が自立発展的に災害レジリエンシーの向上を図る仕組みづくりに留意して業務にあたること。各 EC への格付けに基づき譲許的な条件での金融を受けられることがインセンティブとなっている以上、既存の KPS 制度に組み込むよりも、別建ての格付制度として並列させた方が、効果が高い可能性がある点、検討ありたい。

なお、「7. 業務内容(2) 災害レジリエンシー評価に基づく格付制度の適用可能性に係る提案書作成」の実施においては、単純な格付制度づくりではなく、如何に災害レジリエンシー向上に資する投資が喚起されるようなインセンティブ制度（市場メカニズム）が構築されるかに留意して提案書を作成するとともに、キャパシティが脆弱な EC が多いところ、彼らとの説明会の開催等を通じて現実的で実効可能な計画となるよう留意すること。

(2) 留意事項

- ① 業務内容(2)「災害レジリエンシー評価に基づく格付制度の適用可能性に係る提案書作成」に係る留意事項

(ア) 既存の KPS 格付制度では SAIDI (1 件あたりの停電時間を図る指標) 等も評価項

目に含まれており、KPS 格付制度に災害レジリエンシー評価に基づく格付制度を組み込む場合は、類似の考え方の項目との整合性を整理し、別建ての格付制度とする場合にも、両制度の役割分担を明確化すること。

- (イ) 日本で開発された災害レジリエンシー評価「DBJ BCM 格付」に基づく本調査で検討する格付け制度の EC 向けの適用に当たっては実施機関の体制（能力・キャパシティ）等を考慮の上簡素化を検討すること。
- (ウ) 既存の KPS 格付制度は、そもそも優良な EC は NEA からではなく、民間金融機関から借り入れるべきという思想から始まっているところ、あくまで NEA からの金融にだけ適用されるものではなく、民間金融機関等からの金融を受ける場合にどう適用され得るのかを検討すること。
- ② 業務内容(2)及び(3)を実施するにあたり開催す EC 向け説明会に係る留意事項
説明会は、できるだけ多くの EC に参加してもらうため、マニラの NEA での開催だけでなく、ビサヤス（セブ市やタクロバン市）、ミンダナオ（カガヤンデオロ市やダバオ市）の各 3 地域で、コンセプト段階、ドラフト段階、最終説明段階の 3 段階、計 9 回（ルソン：30 名、ビサヤス：20 名、ミンダナオ：20 名）を想定している。開催場所は NEA 内や各地域の EC 施設内を想定しているため、開催場所に係る経費は計上不要。なお、ミンダナオでの業務にあたっては、カガヤンデオロ市やダバオ市といった治安上の課題の少ない都市にて開催することとなるが、事前に安全管理室に申請のうえ、現地の治安コンサルタントからの Recommendation を得て必要な安全対策を講じる必要があるところ、契約交渉の際に、発注者から計上すべき経費を指示する。
- ③ 業務内容(4)「その他」に係る留意事項
業務内容(4)②「NEA 以外への適用可能性の検討・協議」については、NEA による格付としての位置付けだけでなく、どう政府系金融機関で適用可能か、政府系金融機関が配電セクターだけでなく、公共インフラ部門への金融サービス提供やあるいはさらには民間企業向け金融サービス提供時の考え方を検討すること。なお、金融サービスとは融資の金利だけでなく、保険料率への影響も考慮に入れること。業務内容(4)③については、災害リスクファイナンスの総合的な考え方の一要素を占める本業務について、同時並行的に実施される予定の JICA の調査等と連動して、DOF 等に説明をする必要がある。
- ④ その他
JICA は本業務実施契約とは別に、災害レジリエンシー評価に基づく格付制度に係る専門性について株式会社 日本政策投資銀行 (DBJ) 環境・CSR 部 BCM 格付主幹の蛭間芳樹氏よりアドバイスを受ける体制を設ける予定である為、コンサルタントは JICA の指示に基づき同アドバイスを得つつ本業務を実施すること。

7. 業務の内容

(1) セクター情報収集及び課題・ニーズ分析

以下の事項に関してセクター情報収集及び課題・ニーズ分析を行う。なお、特に①～④は既存資料を活用し、当該箇所の調査に時間を要さないこと。

- ① フィリピン国の経済状況
- ② フィリピン国のエネルギーセクターの状況
- ③ フィリピン国の電力ネットワーク（特に配電セクター・配電網）の状況
- ④ フィリピン国における災害の種類、規模の状況

- ⑤ フィリピン国の電力ネットワーク（特に配電網）の災害による被害状況と電力組合の対応状況（事前防止策、事後対応、ハードだけでなくソフトのコミュニケーション体制を含む災害対応状況）
 - ⑥ 現行の（NEAを通じた）EC向けKPS格付制度上の課題とニーズ（技術面・金融面）
 - ⑦ 上記の情報収集結果をNEAに説明し理解を得る
- (2) 災害レジリエンシー評価に基づく格付制度の適用可能性に係る提案書作成
- ① 災害レジリエンシー評価に基づく格付制度の詳細をNEAに対し説明し理解を得る。
 - ② 既存のEC向けKPS格付制度に災害レジリエンシー格付け制度の要素を導入するにあたっての提案書を作成する。
 - (ア) 既存のEC向けKPS格付け制度に対する災害レジリエンシー格付け制度の要素導入に係る方針をNEAと協議し、方向性を固める。
 - (イ) (ア)に関しECに対し説明を行い、当該コメントを踏まえて方向性を確認する。
 - (ウ) (イ)で最終化された方針に基づき、提案書案を作成し、NEAに対し説明し理解を得る。
 - (エ) (ウ)に関しECに対し説明を行い、当該コメントを踏まえて提案書を最終化する。
- (3) インセンティブ制度導入・制度改善のための各種計画案作成
- ① 上記(2)にて作成された提案書に基づき、同制度の実現に向け以下(ア)～(ウ)のとおり各種必要な計画案の作成を支援する。それ以外にも必要なものがあれば作成のこと。単純な制度の提案に留まらず、具体的に新しい格付制度が制度として実行し得るために必要な各種検討事項について、NEAとよく協議して支援すること。
 - (ア) 制度改善計画（法律・組織規定（部署所掌含む）・作業フロー解説書）
 - (イ) 人材育成計画
 - (ウ) モニタリングメカニズム構築
 - ② 上記(3)①で作成した計画案制度案についてEC向け説明会を行い、当該コメントを踏まえて最終化する。
- (4) その他：
- ① EC向け一般技術等関連セミナーの実施
災害レジリエンシー評価に基づく格付制度に関する説明会に加えて、一般的な技術面や金融面での課題とニーズを聴取のうえ、それらに適したテーマでセミナーを1回開催する。（例：地下埋設型配電線の技術紹介、他国における類似制度の紹介等）開催場所はマニラ（NEA施設内）、人数は80名を想定している。マニラ外で同様の情報提供を求められる場合には、業務内容(2)及び(3)の説明会時に併せて行う等効率的に実施すること。
 - ② NEA以外への適用可能性の検討・協議
災害レジリエンシー評価に基づく格付制度は、日本ではDBJの業務に用いられており、

必ずしもフィリピンでの NEA-EC 間金融支援メカニズムだけに適用することを想定するものではないところ、同格付に対する理解を得た上で、フィリピン開発銀行 (DBP: Development Bank of the Philippines) やフィリピン土地銀行 (LBP: Land Bank of the Philippines) に対する同格付制度の導入可能性を検討・協議する。また、EC 向け格付け制度に関しても NEA でなくより独立性の高い期間が格付けを行うべきとの議論もある点留意する。

③ 他フィリピン政府関係機関への説明等

フィリピンにおいて災害リスクファイナンスを明確に管轄する省庁はないものの、総合的には財務省 (DOF: Department of Finance) が中心となっており、電力セクターという意味では DOE、政府系金融機関や保険商品という意味では、中央銀行 (BSP: Bangko Sentral ng Pilipinas)、証券取引委員会 (SEC: Securities and Exchange Commission) や保険委員会 (IC: Insurance Commission) にも関与してくる為、こうした他フィリピン政府関係機関に対する説明資料の作成や説明の実施をする。

8. 成果品等

(1) 調査報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプションレポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：2015 年 3 月上旬頃

部 数：英文 13 部 (簡易製本)、和文 6 部 (簡易製本)、電子データ

2) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査全体成果 (ドラフト)

提出時期：2015 年 8 月上旬頃

部 数：英文 13 部 (簡易製本)、和文 6 部 (簡易製本)、電子データ

3) ファイナルレポート

記載事項：調査全体成果 (セットされた内容)

提出時期：2015 年 10 月中旬

部 数：英文 15 部 (製本)

和文 8 部 (製本)、CD-R 5 部

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2015年1月頃より業務を開始し、2015年10月中旬ファイナルレポートを提出日する。

2. 調査実施スケジュール（案）

	2015年											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
(1) セクター情報収集及び課題・ニーズ分析												
(2) 災害レジリエンス評価に基づく格付制度の適用可能性に係る提案書作成												
(3) インセンティブ制度導入・制度マニュアル整備												
(4) その他												
① EC向けセミナーの実施												
② NEA以外への適用可能性の検討・協議												
③ 他関係フィリピン政府機関への説明等												
IC/R提出												
DF/R提出												
F/R提出												

3. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途 総計 15.43 M/M

(2) 業務従事者の構成

本調査に必要な技術分野は下記を想定しているが、調査の目的に照らし、必要と考えられる場合は、明確な理由とともに、分野の兼務、分割及び他分野団員をプロポーザルで提案することができる。

- ① 総括/災害リスクファイナンス(1) (1号)
- ② 災害リスクファイナンス(2) (2号)
- ③ 電力セクター(配電) (技術面) (3号)
- ④ 電力セクター(配電) (財務面)
- ⑤ 災害リスク軽減策(格付制度以外の保険等金融商品) 検討
- ⑥ 組織・人材育成/セミナー企画・実施

4. 参考資料等

(1) 公開資料

・「フィリピン国電力協同組合のためのシステムロス低減プロジェクト」事業完了報告書

URL : <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009654.html>

(2) 配布資料

・「ASEAN 長期エネルギー政策に関する情報収集・確認調査(モデル構築)」ファイナルレポート

・「エネルギーセクター改革 進捗・実績確認 調査」ファイナルレポート

5. 調査用資機材

本調査の実施のために、現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。コンサルタントは、調査遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。

6. 安全配慮事項

対象国における業務実施に関し、日本大使館、JICA 本部及びフィリピン事務所と連絡を密に行い、業務実施時等には、安全確保に最大限配慮すること。

以上

